

緑政土木局優秀工事施工者表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緑政土木局所管の請負工事において請負工事成績評定(以下「評定」という。)が優秀な工事の施工者を緑政土木局長が表彰することにより、施工者の意欲の向上と優秀な施工者の育成を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、毎年度7月を目安として行うものとし、その対象は、表彰を行う年度の前年度(以下「表彰対象年度」という。)に完了検査が行われた工事の施工者のうちから選定するものとする。

(表彰者の選定)

第3条 表彰者は、次の各号のいずれかに該当する工事の施工者の中から、別に定める表彰審査会の審査を経て、緑政土木局長が選定するものとする。

- (1) 最終請負金額(完了検査の時点における請負金額をいう。)が500万円以上である工事のうち、評定が概ね上位5%以内の工事。
- (2) 前号のほか、評定が85点以上の工事。

(欠格事項)

第4条 表彰対象年度の当初から表彰までの間に、次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、表彰者とししないものとする。

- (1) 建設業法第28条に基づく指示以上の処分を受けた者。
- (2) 名古屋市において指名停止処分を受けた者。
- (3) 表彰対象年度に完了した工事について、第1号及び前号の処分を受けた者(第1号及び前号に該当する場合を除く。)

(共同企業体の取り扱い)

第5条 共同企業体が表彰者となった場合は、その全ての構成員を表彰者とする。

2 共同企業体のいずれかの構成員が前条の欠格事項に該当する場合は、当該共同企業体を表彰者とししないものとする。

(表彰の取り消し)

第6条 表彰を受けた者が、評定の修正に伴い、選定された要件を満たさなくなった

場合には、表彰を取り消すことができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。